

AI等先端技術を活用した受入環境高度化支援事業実施要綱

6 産 労 観 受 第 12 号
令 和 6 年 4 月 22 日

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が観光地の高付加価値化を一層促進するため、エリア単位で複数の施設が連携し AI 等の先端技術の実装を図る取組を支援する「AI等先端技術を活用した受入環境高度化支援事業」（以下「本事業」という。）に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本事業における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「事業者」とは企業等とし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に定める「会社」、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2項に定める「特例有限会社」及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第22条又は第163条の規定により成立した法人等とする。
- (2) 「地域グループ」とは2以上の事業者から構成される企業等のグループをいう。

(支援の対象者)

第3条 本事業において支援の対象とする者は、以下に定める要件を全て満たす事業者から構成される地域グループとする。

- (1) 都内で営業する施設等を有すること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (3) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

(支援の対象事業)

第4条 支援の対象となる事業は、前条に定める地域グループが、構成員事業者の有する複数の施設の連携により、エリア単位で観光地の高付加価値化に資する先端技術の実装を図る取組とする。

- 2 前項の事業に対する支援期間は、交付決定の日からその日の属する年度の末日までの期間に実施完了した事業とする。
- 3 知事は、前項に定める対象事業について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内において経費の補助を行う。

(公募)

第5条 知事は、本事業の支援の対象となる事業者等を公募する。

- 2 前項の公募に応じる申請者は、別に定める事業の概要等を記載し書面（以下「事業計画書」という。）を東京都に提出するものとする。

(審査)

第6条 知事は、前条による事業計画書の提出があった中から、別に定める審査会による審査に諮った上、適正と認められる事業を提案した申請者を支援の対象として決定する。

- 2 知事は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 その他審査及び決定に必要な事項は、別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月24日から施行する。